奈良県手数料条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第五十六号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 奈良県手数料条例施行規則 (平成十二年三月奈良県規則第六十八号) の一部を次のよ

第九条に次の一項を加える。

2 する。 別の算定方法によることが認められているときは、 条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣が 消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・ 法律第五十三号)第十一条第一項に規定する特定建築行為をいう。 係る特定建築行為 できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない (以下この項において「増築等」という。) である場合であって、建築物エネル 前項の規定により算定する床面積は、 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成二十七年 当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に 当該部分の床面積を除い エネルギー消費性能を適切に評価 国土交通省令第一号) 部分に が増築又は改築 たも つい 第一 ギー のと て特

第二号」に改める。 第十条第二項中 (平成二十七年法律第五十三号) 第二条第二号」 を 「第二条第 項

第十一条に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定は、 前項の規定により算定する床面積につ 1 て準用する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。